

社会福祉法人敬愛健伸会 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛健伸会（以下、「本会」という。）の定款第8条、及び第21条に基づく、評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- ① 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- ② 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- ③ 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- ④ 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- ⑤ 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- ⑥ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等本会業務に出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき、報酬及び実費弁償費を支給する。

(役員の報酬等)

第4条 常勤役員の報酬は本会の給与規程に基づく職員給与の他、理事会等本会業務へ出席の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき役員報酬日額及び実費弁償費を支給する。

2 非常勤役員の報酬は日額及び月額とする。理事会等本会業務への出席の都度、別表3に定める年額総額の範囲内で、同表に基づき、役員報酬日額及び実費弁償費を支給する。理事長については別表3に定める年額総額の範囲内で、同表に基づき、役員報酬月額を支給する。

3 監事が法人及び施設の指導検査への立ち会い、運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合はその都度、別表3に定める年額総額の範囲内で、別表4に基づき、監査報酬及び実費弁償費を支給する。

ただし、理事会等本会業務への出席と同じ日に監査報酬を支給する場合、実費弁償費は支給しない。

4 非常勤役員たる理事が理事会等本会業務へ出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3に定める年額総額の範囲内で、別表5に基づき、業務報酬及び実費弁償費を支給する。

5 理事が本会業務のために出張する場合は、前項の業務報酬に加え、旅費を支給する。旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。宿泊を要する場合は宿

泊費を支給する。宿泊費は実費とする。その他、業務遂行に必要な経費は、実費を支給する。

(費用の弁償等)

第5条 本会は第2条による評議員、役員がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 本規程第3条及びに第4条各項に定める実費弁償費は3,000円とする。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(報酬等支払方法)

第6条 本規程第4条各項に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 国又は地方公共団体の職と兼職する評議員及びに役員には、この規程を適用しない。

(補足)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年6月21日より適用する。なお、平成23年7月28日より適用の「役員の報酬等に関する規程」は廃止する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	報酬月額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）	年間総額(合計)
評議員	10,000円	なし	150,000円	600,000円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	報酬月額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）	年間総額(合計)
理事	10,000円	なし	100,000円	200,000円

別表3 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	報酬月額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）	年間総額(合計)
理事（理事長以外）	10,000円	なし	700,000円	3,500,000円
理事（理事長）	10,000円	150,000円	5,000,000円	5,000,000円
監事	10,000円	なし	700,000円	1,400,000円

別表4 監事の監査報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	報酬月額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）	年間総額(合計)
監事	20,000円	なし	別表3「監事」に含まれる	別表3「監事」に含まれる

別表5 理事の業務報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	報酬月額（1人あたり）	年度総額（1人あたり）	年間総額(合計)
理事（理事長以外）	12,000円	なし	別表3理事（理事長以外）に含まれる	別表3理事（理事長以外）に含まれる